

## 新潟県条例第25号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p><b>第3条</b> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）</p> <p><b>第3条の2</b> 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（<u>出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週</u></p>	<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</p> <p><b>第2条の3</b> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、<u>当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間とする。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p><b>第3条</b> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について人事委員会規則の定めるところにより任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>

間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間とする。

**附 則**

この条例は、令和4年10月1日から施行する。